

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成16年4月21日
【会社名】	エン・ジャパン株式会社
【英訳名】	en-japan inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 越 智 通 勝
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿6丁目5番1号
【電話番号】	03(3342)3386
【事務連絡者氏名】	管理部長 神 田 康 一
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿6丁目5番1号
【電話番号】	03(3342)3386
【事務連絡者氏名】	管理部長 神 田 康 一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額 911,118,000円 (注) 1 本募集は、平成16年3月30日開催の当社定時株主総会の特別決議および、平成16年4月21日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプション付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。 2 募集金額はストックオプション付与としての目的で発行することから無償で発行するものいたします。また発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込み額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目6番10号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券】(第4回新株予約権証券)

##### (1) 【募集の条件】

発行数	3,000個 各新株予約権の目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。ただし、付与株式数は、別記「(2) 新株予約権の内容等」(注)1により調整を受けることがある。
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成16年4月30日(金)
申込証拠金	0円
申込取扱場所	エン・ジャパン株式会社 管理部
払込期日	無償にて発行するため払込期日はない。 なお、発行日は平成16年4月30日である。
払込取扱場所	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権証券は、平成16年3月30日(火)開催の当社定時株主総会の特別決議および平成16年4月21日(水)開催の当社取締役会決議に基づき発行するものである。

##### 2 申込の方法

新株予約権の割当を受ける者(以下「新株予約権者」という。)は、平成16年4月30日(金)に当社所定の「新株予約権申込証」を提出し、当社との間で「新株予約権割当契約書」を締結する。

##### 3 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、当社従業員ならびに当社取引先の取締役および従業員に対する第三者割当の方法による。

##### 4 本募集の対象となる者の人数及び割当新株予約権数の内訳は、以下のとおりである。

対象となる者の区分	人数	割当新株予約権数
当社従業員	79名	212個
当社取引先の取締役	3名	1,007個
当社取引先の従業員	79名	1,781個
合計	161名	3,000個

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	3,000株 ただし、別記(注)1により、付与株式数が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。	
新株予約権の行使時の払込金額	未定とする。 各新株予約権の行使時の払込金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所ヘラクレス市場の当社普通株式の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる)または発行日の終値(当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)のいずれか高い金額とする。 なお、払込金額は、別記(注)2により調整を受ける場合がある。	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金911,118,000円 (注)8	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格は未定とする。発行価格は、払込金額(別記(注)2の定めにより払込金額が調整された場合は調整後払込金額)と同額とする。なお、行使価額は平成16年4月30日に決定する。 資本組入額は未定とする。資本組入額は、払込金額(別記(注)2により払込金額が調整された場合は調整後払込金額)に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。	
新株予約権の行使期間	平成18年4月3日から平成26年3月31日までとする。	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	行使請求受付場所	エン・ジャパン株式会社 管理部
	払込取扱場所	UFJ信託銀行株式会社本店(または、その時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の割当を受けた当社従業員は、権利行使時においても、当社役員または従業員であることを要する。ただし、当社都合により、他社役員または従業員となった場合には権利行使を認める。</li> <li>2 新株予約権の割当を受けた当社取引先の取締役及び従業員は、権利行使時においても、当社の業績向上に寄与していると判断され、かつ当社取引先の役員または従業員であることを要する。ただし、当社の役員または従業員となった場合には権利行使を認める。</li> </ol>	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却することができる。</li> <li>2 新株予約権の割当を受ける者が、前記「新株予約権の行使の条件」に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなったときは、新株予約権を無償で消却することができる。</li> </ol>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要する。	

(注) 1 付与株式数の調整

発行日後、当社が株式分割を行う場合はその割当基準日の翌日に、株式併合を行う場合はその効力発生日に、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日後、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

## 2 払込金額の調整

- (1) 発行日後、次の または の事由が生ずる場合、払込金額は、それぞれ次に定める算式(以下、「払込金額調整式」という。)により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

当社普通株式につき分割または併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

発行日後、時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に定める第280条ノ19の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く。)または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{新規発行または処分前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

- (2) 調整後払込金額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記 に従い調整を行う場合の調整後払込金額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。

上記 に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降(株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、これを適用する。

- (3) 当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。
- (4) 払込金額の調整を行うときは、当社は調整後払込金額適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後払込金額適用日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

## 3 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。

- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合において当該株式の発行価額中資本に組み入れない額払込金額((注)2の定めにより払込金額が調整された場合は調整後払込金額)から、資本に組み入れる額を減じた金額とする。

## 5 新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印または署名の上、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に定める行使請求受付場所に提出するものとする。なお、当該行使にかかる新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、「新株予約権行使請求書」に当該新株予約権証券を添付しなければならない。
- (2) 前(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、新株予約権の行使により発行または移転される当社普通株式の払込金額の全額(以下「払込金」という。)を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下、「指定口座」という。)に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

6 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権の行使の効力は、行使請求受付場所において受領された新株予約権行使請求書が払込取扱場所に到達し、かつ(注)5(2)に定める払込金指定口座に入金されたときに生じるものとする。
- (2) 当社は、新株予約権行使手続終了後遅滞なく株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を交付しない。

7 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式に関する配当金の計算

新株予約権の行使により発行される当社普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、新株予約権の行使が毎年1月1日から6月30日までになされたときは当該年の1月1日に、毎年7月1日から12月31日までになされたときは当該年の7月1日に、それぞれ株式の発行があったものとみなしてこれを支払う。

8 発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額である。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

### (2) 【手取金の使途】

今回の新株予約権の発行募集は、当社業績の向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、かつ有能な人材の確保に資することを目的として、当社従業員ならびに当社取引先の取締役及び従業員に対して新株予約権を割り当てるために行うものであり、資金調達を目的としていない。したがって新株予約権は無償で発行されるものであり、新規発行による手取金は発生しない。

また、新株予約権の行使による払込は、新株予約権の割当を受けた者の判断によるため、現時点でその金額、時期を資金計画に織り込むことは困難である。

したがって新株予約権の行使による払込の手取金は、当社の運転資金に充当する予定であるが、具体的な金額については、行使による払込のなされた時点の状況に応じて決定する。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【追完情報】

### 【資本金の増減】

有価証券報告書の提出日以降、新株引受権の権利行使により、次の通り資本金が増加しております。

区分	平成16年3月31日提出の有価証券報告書に記載の平成16年3月31日現在の資本金	増加額	平成16年4月21日現在の資本金
普通株式	770,729千円	83千円	770,812千円

### 第三部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第4期)	自 平成15年1月1日 至 平成15年12月31日	平成16年3月31日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第4期)	自 平成15年1月1日 至 平成15年12月31日	平成16年4月2日 関東財務局長に提出

(注) 上記書類は、証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続ガイドライン)A4-3に基づき本届出書の添付書類としております。

### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部 【特別情報】

該当事項なし